

G空間情報を活用したLアラート高度化事業 実施要領

1 目的

G空間情報を活用したLアラート高度化事業（以下「委託事業」という。）は、安全で災害に強い社会を実現するため、「G空間防災システム（※1）」の成果を発展させ、「Lアラート（※2）」の機能を高めるためのシステムの開発及びLアラート活用のための防災業務支援システムの開発を目的とした実証等を実施するものである。

（※1）平成25年度補正予算「G空間シティ構築事業」の成果である、地震・津波等による広域災害や緊急性を要する大規模災害に対して、準天頂衛星等を活用して構築する先端的な防災システム。

（※2）自治体等が発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤（災害情報共有システム）。

2 委託事業の概要

（1）公募する事業

① Lアラートの機能を高めるためのシステムの開発に資する実証事業

以下の（i）～（iii）のLアラートの機能開発について、少なくとも1つ以上実証し、当該機能の標準仕様の策定を行うものとする。

また、事業においては、G空間情報を活用した情報の視覚化を行い、実証する機能開発に資するものとする。

- （i）Lアラートの情報入力について、入力の遠隔操作や、G空間情報の自動的な入力等地方公共団体の防災担当者の負担軽減に資する機能開発。
- （ii）電力やガスなどのライフライン情報の流通に資するよう、当該ライフライン事業者がLアラートに容易に入力可能なユーザーインターフェイス環境の開発。
- （iii）訪日外国人への情報伝達に資するよう、Lアラート上の情報を多言語化して表示させる機能開発。

② Lアラート活用のための防災業務支援システムの開発に資する実証事業

G空間情報を活用した災害情報の的確な予測、被災情報の迅速な把握・共有を通じて、地方公共団体等におけるLアラートの活用の推進のため、災害時対応を支援することを目的として、以下の（i）～（ii）を検証する事業とする。

なお、本事業の実施に当たっては、G空間防災システムの構築の成果であるG空間技術の利用に関する標準的・共通的なモデル・仕様・ルール等を活用するとともに、G空間プラットフォーム（※3）の基本機能との連携を図り、必要な機能を活用するものとする。

また、関連する地域情報プラットフォーム（http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/platform.html）の標準仕様に配慮するものとする。

(※3) 総務省が開発・実証中の、官民が保有する様々なG空間情報を自由に組み合わせて利活用できるプラットフォームのこと。

- (i) 豪雨・洪水・津波等の自然災害に対して、その被害状況をG空間情報の活用によつて的確に収集・把握し、地方公共団体が避難勧告等をLアラートを通じて発令する際の判断に必要な情報を視覚的に提供する等、地方公共団体の防災業務を支援するためのシステムを開発。
- (ii) 首都直下型地震等、都市部において被災した際、地下街やビル内における滞在者に災害情報を迅速に伝達するために、防災関係機関等から提供される各種の被害状況やLアラートの災害情報を、G空間情報の活用によつて的確に収集・把握し、被害の全容を視覚的に提供する等、防災センター等の業務を支援するシステムを開発。

(2) 留意事項

① 使用する地図、システム、データ

委託事業において使用する地図は、地図上の地名等が日本国政府の方針に沿ったものでなければならない。

なお、本事業の実施に当たっては、以下のデータを活用することが期待される。

- ・ 国土地理院の地理空間情報のデータ
(<http://geolib.gsi.go.jp/>)
- ・ 国土交通省（気象庁、海上保安庁を含む。）の防災情報のデータ
(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)
- ・ 内閣府（防災担当）の防災情報のデータ
(<http://www.bousai.go.jp/>)
- ・ 総務省消防庁の災害情報のデータ
(<http://www.fdma.go.jp/bn/2015/>)
- ・ その他関係府省の災害関連情報のデータ

② 関係する団体・事業等との連携

本実証ではLアラートの運営主体である一般財団法人マルチメディア振興センターと適宜連携するものとする。

3 提案手続

(1) 提案主体

提案主体は、地方公共団体を含む、民間法人、大学等からなるコンソーシアムとする。

コンソーシアムは、委託事業全体の取りまとめ等を行う代表機関及び委託事業全体を統括する実証責任者（プロジェクトリーダー）が定められていることとする。代表機関は、委託事業の進捗管理や経理処理等、委託事業全体を統括するとともに、総務省及び事業管理支援法人（後述）の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする。

(2) 委託金額

原則として、一提案当たり5千万円（税込）以下とする。

(3) 応募資格

コンソーシアム内の各実施主体が、以下の者（以下「暴力団排除対象者」という。）に該当しないこと。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(4) 提案書様式

別紙2様式1～11に従い作成し、提出すること。

(5) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版（様式自由）10ページ以内で添付すること。

(6) 提出期限

平成27年4月28日（火）午後5時（必着）とする。（郵送の場合は同日必着とする。）

(7) 提出部数等

提案書類（提案書、提案書の概要及びその他の補足資料）は正本（1部）、副本（2部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R1枚）を提出すること。

(8) 提出先

提案主体のコンソーシアムの代表機関が所在する都道府県を管轄する総合通信局等（下表のとおり。）へ持参又は郵送等により提出すること。

なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。提出された提案書等の返却はしない。

管轄する都道府県	提出先の総合通信局等
北海道	北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311（内線4716）／FAX：011-709-2482 E-mail：chousei-k/atmark/soumu.go.jp
青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県	東北総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 電話：022-221-9578／FAX：022-221-0613 E-mail：suishin-toh/atmark/ml.soumu.go.jp
茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 電話：03-6238-1694／FAX：03-6238-1699 E-mail：kanto-suisin/atmark/soumu.go.jp
新潟県・長野県	信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興室 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 電話：026-234-9973／FAX：026-234-9999 E-mail：shinetsu-chiikishinko/atmark/ml.soumu.go.jp
富山県・石川県・福井県	北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興室 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-233-4430／FAX：076-233-4499 E-mail：hokuriku-shinkou/atmark/soumu.go.jp
岐阜県・静岡県・愛知県・ 三重県	東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 電話：052-971-9317, 9405／FAX：052-971-3581 E-mail：tokai-shinko/atmark/soumu.go.jp
滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 電話：06-6942-8521／FAX：06-6920-0609 E-mail：fukyu-kinki/atmark/ml.soumu.go.jp
鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県	中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 電話：082-222-3413／FAX：082-502-8152 E-mail：chugoku-shinko/atmark/ml.soumu.go.jp
徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課 〒790-8795 松山市宮田町8-5 電話：089-936-5061／FAX：089-936-5014

	E-mail : shikoku-chiiki/atmark/soumu. go. jp
福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県	九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 電話 : 096-326-7833/FAX : 096-326-7829 E-mail : h-shinkou/atmark/ml. soumu. go. jp
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課 〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階 電話 : 098-865-2304/FAX : 098-865-2311 E-mail : okinawa-sinko/atmark/ml. soumu. go. jp

4 委託先候補の選定等

(1) 選定方法

委託先候補の選定については、外部の有識者を構成員とした評価会（以下「評価会」という。）において提案の評価を行い、その結果を勘案した上で、総務省が選定する。

評価会による評価は、書面審査により行う。なお、必要に応じ、ヒアリングを実施する場合がある。

また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定の基準

評価会における評価及び総務省における委託先候補の選定に当たっては、以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。選定の基準に変更が生じた場合は、別途公表する。

① 公募する事業の内容に対する適切性・有効性

ア 公募する事業はアラートの高度化や地方公共団体等の防災業務支援に資する事業となっているか。また、有効にその内容・趣旨を達成できるものとなっているか。

イ 提案された内容は、公募する事業の要件とされている技術を活用したのものとなっているか。また、その成果は、有効に活用できるものとなっているか。

ウ 複数の地方公共団体が提案主体となる場合は、それぞれの地方公共団体で実証する内容は、効果的に連携しているか。

エ 個人の位置情報を利用する場合には、プライバシーに適切に配慮した措置が講じられているか。

② 委託事業を遂行する能力

ア 委託事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。

イ コンソーシアムの代表機関は委託事業全体を統括する能力を有しているか。

ウ 各実施主体の役割と責任が明確に示されているか。

エ 各実施主体に、総務省が委託を行う上で必要とする経理・契約事務等を適切に遂行できる能力があるか。

オ 各実施主体が、委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有しているか。また、資金等について十分な管理能力を有しているか。

③ 委託事業の遂行の確実性

- ア 技術上・制度上実現が可能なものとなっているか。
- イ 実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組み立てられており、委託事業の確実な実施・運営が見込めるか。

④ 委託事業の遂行についての効率性

委託事業の内容に照らして過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。

⑤ 委託事業の費用分担の適切性

- ア 委託事業の実施に当たって、既に保有する資産（インフラ、システム、人材、知的財産等）を活用する等効率的な計画となっているか。
- イ 委託事業の成果の応用・展開に要する経費を自己負担として適切に計上する等、実施主体に応分の負担が図られているか。
- ウ 過去にICTを活用した取組（国のプロジェクトとして指定、委託、補助を受けた他の事業等）を実施していた場合、その成果を活用しているか。
- エ 同時期に、国の予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。

⑥ 委託事業終了後の普及展開の可能性

- ア 得られた成果の実用化が確実に見込めるか。
- イ 提案された事業は、他の地域への普及展開が見込めるものとなっているか。また、経済効果や費用対効果等、定量的な観点から示されているか。
- ウ 普及展開に向けて、普遍的な技術を用いて構築され、他の地域からも容易に参照できる仕様となっているか。

⑦ その他

- ア その地域独自の創意工夫が見られるか。
- イ その他特筆すべき提案があるか。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、必要に応じて提案内容について委託先候補と調整の上、最終的な採択の決定を行う。

採否の結果は、総務省から提案者あてに通知する。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

原則として、総務省の支出負担行為担当官と提案主体のコンソーシアムの代表機関の代表者が契約を締結する（ただし、契約の効力はコンソーシアムの構成員全体に及ぶものとする。）。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）8%を含む。）とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

(3) 業務の外注

その内容が第三者に委託することが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に委託することができる。ただし、委託事業の全部を第三者に委託することは不可とする。また、暴力団排除対象者への再委託は不可とする。

事業の一部を第三者に委託する場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

① 再委託の金額が50万円を超えない場合

- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合
- ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類
 - カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(4) 委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

7 報告及び評価等

(1) 成果報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 事業内容
- ・ 実証に係る設計書やデータ
- ・ 実証したシステム・モデルの有効性の評価結果（定量的評価を含む。）
- ・ 明確化された課題及びその解決策
- ・ 収支報告

成果報告書をもとに終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。成果報告書の提出期限は、別途指示する。

なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

(2) 事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。

なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 平成 27 年 5 月：提案内容について評価会を開催し、委託先候補を選定

- ・平成 27 年 6 月：契約条件の調整を行い、委託契約を締結
- ・平成 27 年 12 月：成果報告
- ・平成 28 年 2 月：終了評価

9 委託費の適正な執行について

(1) 適正な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の主旨、目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用、事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

(2) 委託事業における経理処理

委託事業における経理処理については、別途周知する経理処理解説に従うこと。

10 支援法人への協力

受託者は、総務省から本事業の進捗管理、経理処理等の支援を請け負った事業管理支援法人（以下「支援法人」という。）から成果報告等の報告書又は経理処理に関する書類の提出を求められた場合には、支援法人にそれらを提出すること。

また、支援法人から事業の進め方、経理処理等に関して指導、助言等があった場合には、それに従うこと。

11 その他

上記のほか、委託事業に係る進捗、報告等に関して、必要に応じて総務省から指示、指導等を行う場合がある。その場合には、それに従うこと。

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、適宜の方法により周知する。

12 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館 11 階

2 (1) ① Lアラートの機能を高めるためのシステムの開発に資する実証事業

担当：平松課長補佐、岩見係長、八木官

電話：03-5253-5756

2（1）②Lアラートの活用のための防災業務支援システムの開発に資する実証事業

担当：村上課長補佐、廣瀬係長、隅田官

電話：03-5253-5758

FAX：03-5253-5759（共通）

E-mail：gl-renkei/atmark/ml.soumu.go.jp（共通）

※送信の際は「/atmark/」を「@」に変更してください。

委託費（直接経費）の範囲

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費 また、委託事業の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先または第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）
	2. 消耗品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費
II. 人件費・謝金	1. 実証担当者費	委託事業に直接従事する担当者、設計者及び工員等の人件費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るものを除く。）とする。ただし、I.に含まれるものを除く。）
	2. 実証補助者費	委託事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費（福利厚生に係る経費及びI.に含まれるものを除く。）
	3. 謝金	委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等への謝金
III. 旅費	1. 旅費（旅費、委員等旅費、委員調査費）	実証担当者が委託事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費）、または委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費であって、所属機関の旅費規程等により算定される経費 また、委員会の委員が委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費）、その他の経費
IV. その他	1. 外注費（保守費、改造修理費、業務請負費（ソフトウェア外注費を含む。））	委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（保守費、改造修理費、業務請負費及びソフトウェア外注費等含む。）
	2. 印刷製本費	委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費
	3. 会議費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費
	4. 通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等
	5. 光熱水料	委託事業の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費
	6. その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費等）	委託事業の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して非（不）課税取引となる経費の消費税率（8%）に相当する額